

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊普通寺駐屯地
第348会計隊長 佐藤 康平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QFR10100250	57N41AB0226 0001						
品名 または 件名							
20tフォークリフトレンタル(大矢野演習場) ほかに2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
大矢野演習場							
搬入場所				納 期 ま た は 工 期			
14後支3科藤原3曹(2572)				令和7年9月12日(金)～令和7年9月26日(金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊普通寺駐屯地 第348会計隊契約班事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会は行わない。

入札日時場所：令和7年9月2日(火)9時00分 第348会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

(ア) 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」D等級以上(九州・沖縄地区)の資格を有する者

(イ) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(ウ) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(エ) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

(オ) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(カ) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(キ) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)

(ク) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調整に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(ケ) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省との契約を行おうとする者でないこと。

(コ) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

(4) 入札の無効

- (ア) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (イ) 入札に関する条項に違反した入札
- (ウ) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
ただし、押印を省略する場合は、責任者・担当者の氏名及び連絡先の記載がない入札

(5) 契約書の作成

落札金額が、100万円以上の場合には請書を、250万円以上の場合には契約書を作成する。契約書等の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

(6) 落札決定方法

落札の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(7) 適用する契約条項

適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の賃貸借契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

(8) その他

- (ア) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第348会計隊契約班窓口において配布する。
令和7年8月19日(火)～令和7年9月2日(火) (土曜日曜祝日を除く0900～1600)
- (イ) 郵便による入札については、令和7年9月1日16時00分必着分までを有効とします。また、必ず着便の確認をすること。なお、入札金額が同額による場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (ウ) 電報・電話等による入札は認めません。
- (エ) 入札に参加する者は、入札資料受け取りまでに資格決定通知書の写しを提出してください。(FAX可)
- (オ) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (カ) 市場価格調査書は、令和7年8月27日(水)16時00分までにご協力をお願いします。(FAX可)
- (キ) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (ク) お問い合わせ先

〒765-0002 香川県善通寺市南町2-1-1

陸上自衛隊善通寺駐屯地

TEL 0877-62-2311

FAX 0877-62-2315

入札及び契約事項に関する件

第348会計隊 契約班 担当：里平(内線2649)

仕様書に関する件

第14後方支援隊 第3科 担当：藤原(内線2572)

本公告は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊

陸上自衛隊中部方面会計隊HP <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載している。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号	
20 t フォークリフトレンタル (大矢野演習場)	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 7年	8月 '7日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	第 1 4 後方支援隊	

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊第14旅団（以下「官側」という。）において実施するRD25に伴う荷役器材の手配・賃貸借役務（以下「役務」という。）について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

大矢野演習場における荷役器材（フォークリフト）の賃貸借を実施する。

2.2 賃貸借品目

賃貸借品目、数量及び納品先は表1によるものとする。

表1-賃貸借品目、数量、納品先

品 名	数 量	使用場所（納品先）
20 t フォークリフト	1 台	大矢野演習場 〒861-3451 熊本県上益城郡山都町田小野 細部は別示

2.3 借上期間

令和7年9月12日（金）～令和7年9月26日（金）

2.4 搬入・搬出

- a) 納品先への搬入・搬出及び積載・卸下は契約の相手方（以下「業者側」という。）が実施する。
この際、官側が立会し、誘導・指示する細部搬入位置へと納品するものとする。
- b) 搬入・搬出の細部時間・場所等は官側担当者との調整による。

2.5 損傷及び破損の処置

借上期間中は、官側の通常使用に起因した損傷及び破損の修理費は、業者側が負担するものとし、故障・不具合が生じた場合は、速やかに業者による修繕を実施するものとする。

2.6 燃料

燃料については、満タン貸し、満タン返しとする。

2.7 保険

賃貸借品の保険は、自賠責保険及び賠償責任保険を業者側が加入するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 保全

保全は、次による。

- a) 業者側は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 演習場内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

4.2 安全管理

業者側は、必要に応じて危険防止のための措置を講じ、安全管理を徹底する。

4.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

4.4 担当者連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第14後方支援隊 3科 支援計画班 藤原（ふじわら）

電話番号 0877-62-2311（内線 2572）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号	
10 t フォークリフトレンタル (大矢野演習場)	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 7年	8月 7日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	第 1 4 後方支援隊	

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊第14旅団（以下「官側」という。）において実施するRD25に伴う荷役器材の手配・賃貸借役務（以下「役務」という。）について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

大矢野演習場における荷役器材（フォークリフト）の賃貸借を実施する。

2.2 賃貸借品目

賃貸借品目、数量及び納品先は表1によるものとする。

表1-賃貸借品目、数量、納品先

品 名	数 量	使用場所（納品先）
10 t フォークリフト	2 台	大矢野演習場 〒861-3451 熊本県上益城郡山都町田小野 細部は別示

2.3 借上期間

令和7年9月12日（金）～令和7年9月26日（金）

2.4 搬入・搬出

- a) 納品先への搬入・搬出及び積載・卸下は契約の相手方（以下「業者側」という。）が実施する。
この際、官側が立会し、誘導・指示する細部搬入位置へと納品するものとする。
- b) 搬入・搬出の細部時間・場所等は官側担当者との調整による。

2.5 損傷及び破損の処置

借上期間中は、官側の通常使用に起因した損傷及び破損の修理費は、業者側が負担するものとし、故障・不具合が生じた場合は、速やかに業者による修繕を実施するものとする。

2.6 燃料

燃料については、満タン貸し、満タン返しとする。

2.7 保険

賃貸借品の保険は、自賠責保険及び賠償責任保険を業者側が加入するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 保全

保全は、次による。

- a) 業者側は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 演習場内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

4.2 安全管理

業者側は、必要に応じて危険防止のための措置を講じ、安全管理を徹底する。

4.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

4.4 担当者連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第14 後方支援隊 3科 支援計画班 藤原（ふじわら）

電話番号 0877-62-2311（内線 2572）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号		
2 t クローラーフォークリフトレンタル (大矢野演習場)	防衛大臣承認	令和	年	月 日
	作 成	令和	7年	8月 7日
	変 更	令和	年	月 日
	作成部隊等名	第14後方支援隊		

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊第14旅団（以下「官側」という。）において実施するRD25に伴う荷役器材の手配・賃貸借役務（以下「役務」という。）について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

大矢野演習場における荷役器材（フォークリフト）の賃貸借を実施する。

2.2 賃貸借品目

賃貸借品目、数量及び納品先は表1によるものとする。

表1-賃貸借品目，数量，納品先

品 名	数 量	使用場所（納品先）
2 t クローラーフォークリフト	1 台	大矢野演習場 〒861-3451 熊本県上益城郡山都町田小野 細部は別示

2.3 借上期間

令和7年9月12日（金）～令和7年9月26日（金）

2.4 搬入・搬出

- a) 納品先への搬入・搬出及び積載・卸下は契約の相手方（以下「業者側」という。）が実施する。
この際、官側が立会し、誘導・指示する細部搬入位置へと納品するものとする。
- b) 搬入・搬出の細部時間・場所等は官側担当者との調整による。

2.5 損傷及び破損の処置

借上期間中は、官側の通常使用に起因した損傷及び破損の修理費は、業者側が負担するものとし、故障・不具合が生じた場合は、速やかに業者による修繕を実施するものとする。

2.6 燃料

燃料については、満タン貸し、満タン返しとする。

2.7 保険

賃貸借品の保険は、自賠責保険及び賠償責任保険を業者側が加入するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 保全

保全は、次による。

- a) 業者側は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 演習場内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

4.2 安全管理

業者側は、必要に応じて危険防止のための措置を講じ、安全管理を徹底する。

4.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

4.4 担当者連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第14後方支援隊 3科 支援計画班 藤原（ふじわら）

電話番号 0877-62-2311（内線 2572）

